第112期 定時株主総会招集ご通知

日　時

平成29年６月23日（金曜日）午前10時

場　所

福島県郡山市中町19番１号
当行本店大会議室（６階）
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

大東銀行
証券コード：8563

目　次

第112期定時株主総会招集ご通知 …… 1

添付書類

第112期事業報告

1. 当行の現況に関する事項 …… 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項 …… 11
3. 社外役員に関する事項 …… 13
4. 当行の株式に関する事項 …… 16
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 17
6. 会計監査人に関する事項 …… 18
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 19
8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …… 19
9. 特定完全子会社に関する事項 …… 24
10. 親会社等との間の取引に関する事項 …… 24
11. 会計参与に関する事項 …… 24
12. その他 …… 24

第112期計算書類

貸借対照表 …… 25
損益計算書 …… 26

第112期連結計算書類

連結貸借対照表 …… 27
連結損益計算書 …… 28

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本 …… 29
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本 …… 30
監査役会の監査報告書謄本 …… 31

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件 …… 32
第２号議案　取締役９名選任の件 …… 33
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 38
第４号議案　株式併合の件 …… 39

（証券コード8563）
平成29年６月１日

株　主　各　位

福島県郡山市中町19番１号
株式会社　大東銀行
取締役社長　**鈴　木　孝　雄**

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時

2.　場　所　福島県郡山市中町19番１号　当行本店大会議室（６階）

3.　株主総会の目的事項

報告事項　1.第112期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第112期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　株式併合の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.daitobank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①　株主資本等変動計算書

②　個別注記表（計算書類の注記）

③　連結株主資本等変動計算書

④　連結注記表（連結計算書類の注記）

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.daitobank.co.jp/）に掲載させていただきます。

1.　当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

［企業集団の主要な事業内容］

当行グループは、当行及び連結される子会社等２社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計62か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

［金融経済環境］

平成28年度におけるわが国の経済は緩やかな回復基調で推移しました。また、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く推移しているほか、住宅投資も持ち直しが続いております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、震災からの復旧・復興へ向けた取組みが続くもとで、引き続き公共投資・住宅投資は高水準で推移しております。個人消費については、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかに持ち直しつつあります。

金融面に目を転じますと、県内金融機関においては、賠償金の流入等から預金の増加が続いており、貸出金についても、住宅投資が底堅く推移する中、緩やかな増加が続きました。また、この期間の企業倒産は引き続き落ち着いた動きとなりました。

[事業の経過及び成果]

当事業年度は「第三次経営計画」（平成26年４月～平成29年３月）の最終年度であり、当行は経営計画の諸施策の実現に努めてまいりました。

お客さま向けサービスのさらなる向上を図るため、株式会社日立製作所が提供する地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXTBASE」（ネクストベース）を活用した新基幹系システムの稼働を平成28年５月６日から開始しました。これにより、個人インターネットバンキングやコンビニ ATM の24時間対応などを実現しました。また、「NEXTBASE」はバックアップセンターを有する２センター構成を採用しており、万一の大規模災害時にも迅速な復旧が可能となりました。

事業を営んでおられるお客さまに対しては、事業性を重視した融資の取組みに注力するとともに、医療介護分野に対する取組みを強化するため、日本医療経営実践協会が実施する医療経営士の資格取得を進め、有資格者109名によるコンサルティングサービスを展開しました。

個人のお客さまに対しては、専門的な資産運用相談体制を強化するため、専門知識を有する「マネー・コンサルタント」を7名に増員しました。また、個人ローンの取組み強化のため、インターネットでお取引が完結する消費者ローン商品の開発、発売を行いました。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

（主要勘定）

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、主に個人預金及び法人預金が減少したことなどから、前期末比137億円減少して7,415億円となりました。

貸出金につきましては、法人向け及び個人向け貸出が増加したことから、前期末比31億円増加して4,892億円となりました。

また、有価証券につきましては、前期末比118億円減少して2,250億円となりました。

（損益）

経常収益は、預り資産販売減少等による役務取引等収益の減少や貸倒引当金戻入益の減少等によるその他経常収益の減少などにより、前期比９億20百万円減少して126億86百万円となりました。

一方、経常費用は、新勘定系システムの稼働に伴う営業経費の増加などにより、前期比２億86百万円増加して107億92百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比12億７百万円減少して18億94百万円となりました。また、当期純利益は前期比11億５百万円減少して13億75百万円となりました。

（連結損益）

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、経常利益20億円、親会社株主に帰属する当期純利益14億円となりました。

[対処すべき課題]

当年度は「第三次経営計画」（平成26年4月～平成29年3月）の最終年度となりました。新基幹系システムの稼働開始に合わせたサービス強化など主要な施策については一定の成果をあげることができました。

一方、日本銀行のマイナス金利政策など厳しい経営環境の影響もあり、収益力の強化が課題と認識しております。

このような中、平成29年度は「第四次経営計画」（平成29年4月～平成32年3月）を策定し、「本部による渉外機能の強化」「ダイレクト営業チャネルの拡大」「営業店体制の整備」「収益・リスク管理の高度化」の基本方針を決定しました。

「第四次経営計画」の各施策に役職員一丸となって取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	138	143	148	139
経常利益	31	30	32	20
親会社株主に帰属する当期純利益	25	22	25	14
包括利益	25	46	27	△7
純資産額	334	379	403	391
総資産	7,801	7,991	8,029	7,910

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	6,896	7,020	7,060	6,927
定期性預金	3,424	3,260	3,077	2,914
その他	3,472	3,760	3,982	4,013
社債	20	20	—	—
貸出金	4,626	4,727	4,860	4,892
個人向け	1,392	1,396	1,391	1,529
中小企業向け	2,067	2,054	2,142	1,970
その他	1,166	1,277	1,326	1,392
有価証券	2,445	2,349	2,369	2,250
国債	997	763	612	466
その他	1,448	1,586	1,757	1,784
総資産	7,776	7,963	7,998	7,877
内国為替取扱高	20,187	21,300	21,742	20,313
外国為替取扱高	百万ドル 60	百万ドル 61	百万ドル 55	百万ドル 96
経常利益	百万円 2,938	百万円 2,943	百万円 3,101	百万円 1,894
当期純利益	百万円 2,410	百万円 2,223	百万円 2,481	百万円 1,375
１株当たり当期純利益	19円1銭	17円53銭	19円58銭	10円85銭

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．預金には譲渡性預金は含んでおりません。
3．勘定系システムの更改に伴い、平成28年度より貸出金に係る区分表示及び定義について、一部変更を行っております。
4．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末				前年度末			
	銀行業	クレジットカード事業	リース事業	信用保証事業	銀行業	クレジットカード事業	リース事業	信用保証事業
使用人数	573人	6人	4人	0人	595人	5人	2人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	573人	595人
平均年齢	38年　9月	38年　7月
平均勤続年数	16年　2月	16年　1月
平均給与月額	334千円	355千円

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外手当を含む３月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ59店（前年度末59店）
栃木県：宇都宮支店（前年度末１店）
埼玉県：さいたま支店（前年度末１店）
東京都：東京支店（前年度末１店）

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ．クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市駅前一丁目６番５号

ハ．リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市虎丸町17番３号

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,265

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
営業店端末入替	104

(6) 重要な子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 大東クレジットサービス	郡山市駅前 一丁目６番５号	クレジットカードの取扱いに関する業務	平成元年 11月24日	40百万円	43.75%	—
株式会社 大 東 リ ー ス	郡山市虎丸町 17番３号	各種物件等に係るリース業務及び住宅ローン等の保証業務	平成２年 ３月９日	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

①第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

②第二地方銀行協会加盟地方銀行41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合133組合（全国信用協同組合連合会を含む。）、系統農業協同組合・信用漁業協同組合連合会721（農林中央金庫、信用農業協同組合連合会を含む。）、労働金庫14金庫（労働金庫連合会を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木孝雄	取締役社長 （代表取締役） 経営部、監査部担当	—	—
岡安廣	常務取締役 （代表取締役） 総務部、審査部担当	—	—
三浦謙一	常務取締役 （代表取締役） システム部長兼事務部長、 システム部、事務部担当	—	—
芳賀良	取締役 営業企画部長兼個人融資部長、 営業企画部、個人融資部、 証券国際部担当	—	—
古川光雄	取締役 本店営業部長	—	—
村上浩	取締役 経営部長、コンプライアンス統括部担当	—	—
大橋学	取締役 （社外役員）	—	—
笠間善裕	取締役 （社外役員）	弁護士	—
小野尚宏	常勤監査役	—	—
遠山浩	監査役 （社外役員）	—	—
阿久津文作	監査役 （社外役員）	—	—
松本三加	監査役 （社外役員）	弁護士	—

（注）1. 取締役大橋学氏、取締役笠間善裕氏、監査役遠山浩氏、監査役阿久津文作氏及び監査役松本三加氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役松本三加氏の戸籍上の氏名は渡邉三加でありますが、職業上使用している氏名で表記しております。
3. 平成28年６月24日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって、退任した役員は次のとおりであります。

役　職	氏　名	退任事由
専務取締役	小野尚宏	任期満了
取締役	目黒芳裕	辞任
常勤監査役	遠藤久雄	任期満了

4. 当年度中に退任した役員の役職は退任時のものであります。
5. 小野尚宏氏は、第111期定時株主総会終結の時をもって専務取締役を退任し、常勤監査役に就任しております。

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	10名	78　(0)
監査役	5名	24　(0)
計	15名	103　(0)

（注）1. （　）は、報酬以外の金額であります。
2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬24百万円を支給しております。
3. 上記には、平成28年６月24日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名を含んでおります。
4. 取締役小野尚宏氏は、平成28年６月24日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給人数及び報酬等については、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めております。
5. 株主総会で定められた報酬限度額
取締役　216百万円
監査役　66百万円
6. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
大　橋　学	当行は会社法第427条第１項の規定により、社外役員との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
笠　間　善　裕	
遠　山　浩	
阿　久　津　文　作	
松　本　三　加	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
大　橋　学	—
笠　間　善　裕	弁護士
遠　山　浩	—
阿　久　津　文　作	—
松　本　三　加	弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
大　橋　　学	3年9か月	当事業年度開催の取締役会21回中21回出席	行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
笠　間　善　裕	8年9か月	当事業年度開催の取締役会21回中19回出席	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
遠　山　　浩	2年9か月	当事業年度開催の取締役会21回中21回出席 当事業年度開催の監査役会13回中13回出席	金融機関で長年培ってきた知識・経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
阿久津　文　作	1年9か月	当事業年度開催の取締役会21回中21回出席 当事業年度開催の監査役会13回中13回出席	行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
松　本　三　加	1年9か月	当事業年度開催の取締役会21回中21回出席 当事業年度開催の監査役会13回中13回出席	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	180,000千株
発行済株式の総数	127,014千株 (自己株式249千株を含む)

(2) 当年度末株主数 8,326名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	20,225 千株	15.95 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,508	9.86
DBS BANK LTD. 700121	4,245	3.34
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,557	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,343	2.63
大東銀行行員持株会	3,291	2.59
株式会社東邦銀行	1,965	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,904	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,899	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,744	1.37

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(249千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから、平成28年10月26日現在の保有株式を記載した平成28年11月２日付の大量保有報告書（変更報告書13）が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成29年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書13）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住　　所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
プロスペクト・アセット・マネージメント・インク	410 アトキンソンドライブ スイート 434 ホノルル市 ハワイ州96814 米国	24,634	19.39

4. 三井住友信託銀行株式会社から、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする平成29年３月15日現在の保有株式を記載した平成29年３月22日付の大量保有報告書（変更報告書No.2）が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成29年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書No.2）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住　　所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	5,124	4.03
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番１号	89	0.07
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番１号	533	0.42
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番４号	375	0.30

5.　当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　富樫　健一 指定有限責任社員　久保　暢子	41	(注) 1、5

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、同意を行っております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は41百万円であります。

4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
①処分対象
新日本有限責任監査法人
②処分内容
平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３カ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
③処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でないと認められた場合は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

7.　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8.　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当行は会社法及び同法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、本部組織機構の改正に伴う部署名変更のため、平成28年７月１日付で「内部統制に関する基本方針」を一部改正しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、コンプライアンス統括部を取締役会直轄の独立部署として設置する。
・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について、定期的に検討・協議する。
・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。

・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部（リスク担当）を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。

・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

［子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制］

・当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化する。

［子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制］

・当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、事前に協議し、主管部において適切な管理・指導を行う。

［子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制］

・子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議し、決裁を行う。

・当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催する。

[子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

・子会社においても、「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させる。

・当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役の職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。

・監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役会事務局の業務を行うにあたって、監査役以外の者の指揮命令を受けない。また、その実効性を確保するために監査役会事務局に所属する使用人が変更となった場合は、その旨を取締役会に報告する。

・監査役会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査役会の意見を尊重する。

⑧当行並びに子会社の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当行並びに子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに当行の監査役へ報告することとする。

・「公益通報者保護規程」において、当行並びに子会社の取締役及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行常勤監査役又はコンプライアンス統括部へ相談・通報することができる。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他いかなる不利益取扱も行わないことを定める。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役の職務の執行上必要と認められる監査費用について予算の決議を行う。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。

・代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

当行では、「内部統制に関する基本方針」に基づきコンプライアンス関連諸規程を整備しておりますが、当事業年度において、本部組織機構の改正に伴う部署名変更のため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス規程」を平成28年７月１日付で一部改正しております。

また、年２回、コンプライアンスに関するアンケートを実施し、役職員がコンプライアンスに対する意識を自己評価することでコンプライアンスの重要性を再確認するとともに、集計結果を以後のコンプライアンス環境の改善に活用しております。さらに、行内文書「法務・コンプライアンスニュース」を毎月発刊し、最近のコンプライアンス上の留意事項について周知徹底を図ったほか、部店長会議や各種研修会等においてコンプライアンス研修を計17回実施し、コンプライアンスの重要性について周知徹底いたしました。

法務・コンプライアンス委員会については計４回開催し、コンプライアンスを着実に実践するために必要な事項等について協議・検討を行いました。

反社会的勢力への対応については、銀行本体はもとより、関連会社を含む当行グループとして、反社会的勢力との一切の関係の遮断、排除に注力しています。また、平成28年6月より、反社会的勢力等に関する情報を一元管理する部署として、コンプライアンス統括部内に特定先管理部門を設置し、積極的な外部専門機関との連携や情報収集を行っております。

②リスク管理体制

当行では、各種リスクの評価やモニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・討議を行うためリスク管理委員会を設置しておりますが、当事業年度においては計11回開催し、適切なリスク管理を行っております。

内部監査については年度毎に作成する監査計画書に基づき、延べ139部店において内部監査（現物監査、フォローアップ監査を含む。）を実施し、その結果を常務会及び取締役会へ報告いたしました。

③当行及び子会社における態勢

当行では、子会社の経営内容を的確に把握し、適切な管理・指導を行うため「関連会社管理規程」を制定しております。

当事業年度は、関連会社業務進捗ヒアリングを計２回実施し、子会社の管理・指導を徹底いたしました。また、子会社の業務執行状況について、内部監査規程に基づき内部監査を実施いたしました。

④監査役に関する体制

当行では、監査役会事務局として、監査部所属の職員１名を配置しております。なお、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査役会の意見を尊重することとしております。また、当事業年度において、公益通報者保護規程に定める公益通報はございませんでした。

当行の監査役は、毎月１回、監査役会を開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議にそれぞれ出席しております。また、常勤監査役は、業務監査を計19部店実施いたしました。

当行の代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、意思疎通を図っております。当事業年度は５月と11月に実施いたしました。

9.　特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10.　親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11.　会計参与に関する事項

該当ありません。

12.　その他

該当ありません。

第112期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**58,905**
現金	13,034
預け金	45,870
有価証券	**225,049**
国債	46,644
地方債	18,565
社債	107,760
株式	5,182
その他の証券	46,896
貸出金	**489,238**
割引手形	1,362
手形貸付	19,202
証書貸付	450,855
当座貸越	17,817
外国為替	**486**
外国他店預け	486
買入外国為替	0
その他資産	**1,114**
前払費用	4
未収収益	632
金融派生商品	0
その他の資産	477
有形固定資産	**11,855**
建物	2,057
土地	8,808
その他の有形固定資産	989
無形固定資産	**2,386**
ソフトウェア	2,254
その他の無形固定資産	132
前払年金費用	**332**
繰延税金資産	**296**
支払承諾見返	**874**
貸倒引当金	**△2,795**
資産の部合計	**787,744**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**692,729**
当座預金	11,080
普通預金	380,785
貯蓄預金	7,231
通知預金	168
定期預金	288,541
定期積金	2,886
その他の預金	2,035
譲渡性預金	**48,838**
その他負債	**4,795**
未払法人税等	147
未払費用	468
前受収益	181
給付補填備金	0
金融派生商品	12
資産除去債務	9
その他の負債	3,973
賞与引当金	**180**
退職給付引当金	**1,411**
睡眠預金払戻損失引当金	**269**
偶発損失引当金	**158**
再評価に係る繰延税金負債	**1,317**
支払承諾	**874**
負債の部合計	**750,575**
（純資産の部）	
資本金	**14,743**
資本剰余金	**1,294**
資本準備金	1,294
利益剰余金	**17,323**
利益準備金	488
その他利益剰余金	16,834
別途積立金	12,500
繰越利益剰余金	4,334
自己株式	**△44**
株主資本合計	**33,317**
その他有価証券評価差額金	**1,420**
土地再評価差額金	**2,430**
評価・換算差額等合計	**3,851**
純資産の部合計	**37,168**
負債及び純資産の部合計	**787,744**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第112期（平成28年 4月 1 日から 平成29年 3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**12,686**
資金運用収益	**8,636**	
貸出金利息	6,459	
有価証券利息配当金	2,110	
コールローン利息	4	
預け金利息	61	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,460**	
受入為替手数料	701	
その他の役務収益	1,759	
その他業務収益	**291**	
外国為替売買益	72	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	180	
その他の業務収益	38	
その他経常収益	**1,299**	
貸倒引当金戻入益	275	
償却債権取立益	164	
株式等売却益	251	
その他の経常収益	606	
経常費用		**10,792**
資金調達費用	**220**	
預金利息	205	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息	0	
役務取引等費用	**850**	
支払為替手数料	107	
その他の役務費用	743	
その他業務費用	**146**	
国債等債券売却損	140	
国債等債券償還損	0	
その他の業務費用	6	
営業経費	**9,340**	
その他経常費用	**233**	
株式等売却損	30	
株式等償却	3	
その他の経常費用	199	
経常利益		**1,894**
特別損失		**624**
固定資産処分損	42	
減損損失	581	
税引前当期純利益		**1,270**
法人税、住民税及び事業税	244	
法人税等調整額	△349	
法人税等合計		**△105**
当期純利益		**1,375**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	58,956
有価証券	224,806
貸出金	489,066
外国為替	486
リース債権及びリース投資資産	1,856
その他資産	2,959
有形固定資産	12,071
建物	2,130
土地	8,947
その他の有形固定資産	993
無形固定資産	2,409
ソフトウェア	2,276
その他の無形固定資産	133
退職給付に係る資産	413
繰延税金資産	264
支払承諾見返	883
貸倒引当金	△3,164
資産の部合計	791,009

科目	金額
（負債の部）	
預金	692,313
譲渡性預金	48,688
借用金	475
その他負債	6,156
賞与引当金	183
退職給付に係る負債	1,334
睡眠預金払戻損失引当金	269
偶発損失引当金	158
繰延税金負債	32
再評価に係る繰延税金負債	1,317
支払承諾	883
負債の部合計	751,814
（純資産の部）	
資本金	14,743
資本剰余金	1,294
利益剰余金	18,324
自己株式	△44
株主資本合計	34,318
その他有価証券評価差額金	1,531
土地再評価差額金	2,430
退職給付に係る調整累計額	117
その他の包括利益累計額合計	4,079
非支配株主持分	795
純資産の部合計	39,194
負債及び純資産の部合計	791,009

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**13,948**
資金運用収益	**8,671**	
貸出金利息	6,493	
有価証券利息配当金	2,111	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預け金利息	61	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,704**	
その他業務収益	**1,240**	
その他経常収益	**1,331**	
貸倒引当金戻入益	292	
償却債権取立益	164	
その他の経常収益	874	
経常費用		**11,931**
資金調達費用	**224**	
預金利息	205	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	3	
役務取引等費用	**806**	
その他業務費用	**977**	
営業経費	**9,668**	
その他経常費用	**253**	
その他の経常費用	253	
経常利益		**2,017**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**624**
固定資産処分損	42	
減損損失	581	
税金等調整前当期純利益		**1,393**
法人税、住民税及び事業税	261	
法人税等調整額	△364	
法人税等合計		**△102**
当期純利益		**1,495**
非支配株主に帰属する当期純利益		**33**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,462**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　富　樫　健　一㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　富　樫　健　一㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受けました。

②　事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人が金融庁より業務改善命令を受けたことに対しては、提出された業務改善計画及びその進捗状況の報告を受け、会計監査人の監査手続きについては特段の問題がないことを確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

株式会社大東銀行　監査役会

常勤監査役　小　野　尚　宏　㊞

社外監査役　遠　山　　浩　㊞

社外監査役　阿久津　文　作　㊞

社外監査役　松　本　三　加　㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき金３円　　総額　　380,295,411円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　　800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　800,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため１名増員し、取締役９名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
再任 1	鈴木孝雄（すずき たかお） （昭和28年11月15日生）	昭和51年４月　当行入行 平成８年２月　同　うねめ支店長 平成10年３月　同　本店営業部副部長 平成13年４月　同　二本松支店長 平成15年３月　同　朝日エリア長兼朝日支店長 平成16年６月　同　常務取締役 平成20年６月　同　専務取締役 平成22年６月　同　取締役社長 現在に至る	91,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、平成16年の常務取締役就任以来、専務取締役を歴任するなど経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		
再任 2	岡安廣（おか やす ひろ） （昭和30年11月30日生）	昭和49年４月　当行入行 平成11年３月　同　石川支店長 平成13年４月　同　川俣支店長 平成15年３月　同　白河支店長 平成16年６月　同　債権管理部長 平成20年７月　同　執行役員審査部長 平成22年６月　同　取締役審査部長 平成25年６月　同　常務取締役 現在に至る	25,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長や債権管理部長、審査部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、平成22年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
再任 3	三浦謙一（みうら けんいち） （昭和33年１月26日生）	昭和55年４月　株式会社日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）入行 平成20年７月　同　福岡支店長 平成22年11月　株式会社新生銀行から当行へ出向執行役員経営部長 平成24年６月　当行取締役経営部長 平成24年７月　同　取締役営業企画部長 平成26年７月　同　取締役経営部長 平成27年７月　同　取締役システム部長 平成27年８月　同　取締役システム部長兼事務部長 平成28年６月　同　常務取締役システム部長兼事務部長現在に至る	13,000株
	【取締役候補者とした理由】 大手銀行で支店長を歴任後、当行においては経営部長、営業企画部長、システム部長兼事務部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、平成24年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		
再任 4	芳賀良（はが りょう） （昭和37年５月14日生）	昭和61年４月　株式会社富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成21年２月　同　事務企画部副部長 平成23年１月　同　福岡支店長兼福岡第一部長 平成25年８月　株式会社みずほ銀行から当行へ出向執行役員営業企画部長 平成26年６月　当行取締役営業企画部長 平成27年７月　同　取締役営業企画部長兼個人融資部長現在に至る	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 大手銀行で支店長を歴任後、当行においては営業企画部長兼個人融資部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しており、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
再任 5	古川光雄 (ふるかわみつお) (昭和36年6月10日生)	昭和59年4月　当行入行 平成14年7月　同　鶴見坦支店長 平成17年7月　同　郡山Aブロック長兼方八町支店長兼小原田支店長 平成20年7月　同　いわきブロック長兼平支店長 平成22年7月　同　県北ブロック長兼福島支店長 平成24年6月　同　執行役員県北ブロック長兼福島支店長 平成25年7月　同　執行役員審査部長兼債権管理部長 平成26年7月　同　執行役員本店営業部長 平成28年6月　同　取締役本店営業部長 現在に至る	17,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長や審査部長兼債権管理部長、本店営業部長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しており銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		
再任 6	村上浩 (むらかみひろし) (昭和36年9月30日生)	昭和59年4月　当行入行 平成15年3月　同　日和田支店長 平成17年7月　同　東京支店長兼東京事務所長 平成19年7月　同　郡山Cブロック長兼安積支店長 平成22年7月　同　いわきブロック長兼平支店長 平成25年6月　同　執行役員いわきブロック長兼平支店長兼神谷支店長 平成25年7月　同　執行役員県北ブロック長兼福島支店長兼福島南支店長 平成28年6月　同　取締役県北ブロック長兼福島支店長兼福島南支店長 平成28年7月　同　取締役経営部長 現在に至る	33,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長や東京支店長兼東京事務所長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しており銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
新任 7	大里裕昭（おおさと ひろあき） （昭和32年12月26日生）	昭和56年４月　当行入行 平成13年４月　同　証券国際部主任調査役 平成15年３月　同　総合企画部主任調査役 平成16年６月　同　経営部主任調査役 平成17年７月　同　経営部副部長 平成20年７月　同　証券国際部長 平成25年６月　同　執行役員証券国際部長 現在に至る	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 経営部副部長、証券国際部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しており、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し選任いたしました。		
再任 8	社外取締役候補者 独立役員 大橋学（おおはし がく） （昭和25年１月22日生）	昭和48年４月　郡山市役所入所 平成20年４月　同　生活環境部長 平成20年７月　同　下水道部長 平成21年４月　同　総務部長 平成22年４月　社会福祉法人郡山市社会福祉協議会参与 平成22年６月　同　常勤副会長 平成25年３月　同　常勤副会長　退任 平成25年６月　当行社外取締役 現在に至る	5,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。		

候補者の番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
再任 9	社外取締役候補者 独立役員 笠間善裕（かさまよしひろ） （昭和27年８月10日生）	昭和62年11月　司法試験合格 平成２年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 清水紀代志法律事務所入所 平成４年４月　同　事務所退所、福島弁護士会へ登録 換え笠間法律事務所開所 平成20年６月　当行監査役 平成27年６月　同　社外取締役 現在に至る	1,200株
	【社外取締役候補者とした理由】 法曹界における豊富な経験と法律専門家として高い識見を有していることから、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者、大橋学、笠間善裕の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は、大橋学、笠間善裕の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
大橋学氏は現に当行の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
笠間善裕氏は現に当行の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
（2）社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者大橋学、笠間善裕の両氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約は、社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役小野尚宏氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、監査役候補者佐久間忠氏は、監査役小野尚宏氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当行定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
新任 佐久間（さくま）　忠（ただし） (昭和28年10月11日生)	昭和47年４月　当行入行 平成19年７月　同　郡山Bブロック長兼朝日エリア長兼朝日支店長 平成21年７月　同　監査部長 平成22年６月　同　執行役員監査部長 平成23年７月　同　執行役員個人融資部長 平成26年６月　株式会社大東クレジットサービス取締役社長 平成27年６月　さわやか商事株式会社取締役社長 現在に至る	26,800株

【監査役候補者とした理由】

当行において支店長や執行役員監査部長、執行役員個人融資部長を務める等豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、株式会社大東クレジットサービス及びさわやか商事株式会社での取締役社長としての経営経験から、監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し選任いたしました。

（注）監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　株式併合の件

１．提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行はこの取組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成29年５月12日開催の取締役会の決議をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、当行株式について10株を１株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についても、これと同じ割合で現行の１億8,000万株から1,800万株に変更するものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に平成29年10月１日をもって、その効力が発生することとしております。

２．併合の割合

当行の株式について、10株を１株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、その所有株式の数に１株に満たない端数が生じる株主の皆さまに対しては、会社法の定めに従い、当行がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

３．株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

18,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第２項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月１日をもって、当行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線部分が変更部分です。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は１億8,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は1,800万株とする。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は100株とする。
（新設）	附則 第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。

以　上

メ　モ

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番１号
当行本店大会議室（６階）
電話（024）925－1111

当日受付（入場）は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

電車でお越しの株主さま

ＪＲ郡山駅より徒歩５分

お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。

駐車場詳細図

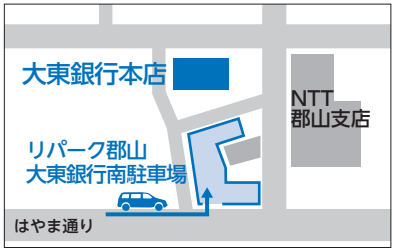

大東銀行
ホームページ　http://www.daitobank.co.jp/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。